

# 神奈川県弁護士会

## 終活支援（エンディングサポート） に関する弁護士紹介制度

### 終活とは？

社会的な関心が高まっている「終活」とは自分らしい人生の最期を迎える準備をするための活動です。

治療や介護、財産管理、葬儀、相続など、終活の内容は様々ありますが、その「終活」を支援（サポート）することを「エンディングサポート」といいます。

### 終活の内容は人それぞれ

**ご自身の希望に沿った終活を！**

本法律相談では、どのような終活をしたいか目的が明確な方だけではなく、そもそも終活とは何か、私にも終活が必要なものなのか、終活について漠然とした不安はあるが、どうしたら良いのかわからない……といった、終活入門者の皆様をサポートします。

現代社会においては核家族化や情報化が進展し、ライフスタイルも多様化しています。ひと昔前は二世帯三世帯で同居することも珍しくなく、近所付き合いも濃厚でお互い助け合って生活するのがごく普通でした。

しかし、現代の中高年の方々の中には、終活といっても誰に相談したらよいものか、一人で不安に感じていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか？

私たちは、このような方々と一緒に課題をみつけ、課題に適した解決策を提案できます。

終活について関心をお持ちの方は、是非一度相談してみてください。

## 弁護士にどのような相談ができるの？

### 見まもり

加齢により日常の生活や財産の管理に対する不安が強くなってきた。定期的に訪問して状況を確認してもらったり、日常的に相談できる人がいてほしい。

### 財産管理

判断力が低下した場合に備えて今のうちにあらかじめ信頼できる人に将来の財産の管理や身の回りの事務を頼っておきたい。

### 死後の事務

私が亡くなった後のことについて、私が主体的に決めて、その通りに実行してほしい。亡くなった後に他人に迷惑を掛けたくない。

### 家族信託

未成年の子に財産を残したいが、贈与や遺言によって一度に財産を与えてしまうのは不安だ。定期的に生活費を渡す方法はないだろうか。

お申込み・お問い合わせ先



神奈川県弁護士会 関内（本部）法律相談センター ☎ 045-211-7700

（受付 月～金 午前9時30分～午後4時30分）

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1階

## 法律相談までの流れ



## 終活支援（エンディングサポート）に関する法律相談の事業要綱

相談対象	遺言書作成、相続対策、任意後見契約、財産管理など、人生の最期を迎えるにあたり必要となる法律上の問題
内容及び条件	法律問題に関する相談であること
利用回数	同一案件につき、お一人様1回限りのお申込みとさせていただきます。
紹介弁護士	<p>弁護士会が相談を担当する弁護士1名をご紹介します。</p> <p>原則として、申し込みから1週間以内に担当弁護士から連絡が入ります。</p> <p>具体的な相談日はその際にご調整ください。</p> <p>※申込内容や申込状況により1週間以内のご連絡ができない場合もございます。</p>
相談時間	30分（相談時間の延長や継続相談は担当弁護士とご相談ください。）
相談料	<p>初回30分以内無料（弁護士事務所等での相談）</p> <p>※出張を希望する場合には、出張日当として5,000円（税込）をいただきます。</p> <p>※出張日当は、相談時に担当弁護士に直接お支払いください。</p>
相談場所	<p>原則として弁護士事務所で開催いたします。</p> <p>ただし、弁護士事務所へ来所することが難しい場合は、弁護士会が相当であると認めた場合には、出張相談も可能です。</p>
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●反社会的な個人からの申込みの場合（暴力団関係者など）</li> <li>●違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合（悪徳商法など）</li> <li>●風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合</li> <li>●申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合</li> <li>●その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、派遣相談によるリーガルサービスの浸透を推進しようとする本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合</li> </ul>
申込方法	<p>お申込：神奈川県弁護士会関内（本部）法律相談センター</p> <p>電話：045-211-7700</p> <p>受付時間：平日 午前9時30分～午後4時30分</p> <p>※受付の際、「エンディングサポート」の相談申込である旨、お伝えください。</p> <p>※なお、適任者がいない場合には弁護士をご紹介しますことがございます。</p>